

可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降）

公募型プロポーザル募集要領

平成 29 年 6 月

枚方京田辺環境施設組合

可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降） 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

大阪府枚方市及び京都府京田辺市（以下「構成市」という。）は、それぞれの可燃ごみの焼却施設であり、昭和 63 年 3 月に稼働を開始した枚方市穂谷川清掃工場第 3 プラント及び昭和 61 年 12 月に稼働を開始した京田辺市環境衛生センター甘南備園の施設の老朽化が進んでいることから、両市において施設の更新が課題となっていた。

このような状況の下、両市では将来のごみ処理施設のあり方について検討を進める中、平成 26 年 1 月に可燃ごみの広域処理についての協議を開始し 12 月に両市で可燃ごみ広域処理に合意した。同年 12 月には構成市それぞれにおいて「ごみ処理施設整備基本構想」を策定した。また平成 28 年 3 月には構成市による「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」を策定、その後も協議を続け平成 28 年 5 月に枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）を設立したところである。

今後は「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」の内容に沿って、環境保全性、資源循環性、安定稼働性及び経済性を重視した施設整備を進めていくこととしているが、計画しているごみ処理施設の整備事業が京都府環境影響評価条例に基づく第一種事業に規定されていることから、施設の建設に先立ち、同条例に基づき、平成 28 年度から実施している配慮書手続に引き続き本業務において同条例に基づく手続（方法書以降）を進めるものである。

環境影響調査については、計画的な業務の遂行、計画地における適切な予測・評価項目の設定及びこれに要する現況調査の実施の他、京都府が設置する専門委員会や地元対応など高度な専門知識を有すると共に、豊かな経験や実績など幅広い知識や能力を持つコンサルタント支援が必要となることから、受注者の選定にあたっては、価格面の他、事業者の体制や従事予定者の業務実績、事業の実施にあたっての課題等に対する理解の程度や、解決能力等について総合的に評価するプロポーザル方式を採用するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降）

(2) 業務の内容

「可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降）仕様書」（別添 1）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から平成 31 年 12 月 27 日（金）まで（予定）

(4) 見積限度額

227,215 千円（消費税を含む。）

(5) 業務を担当する所管

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地（枚方市東部清掃工場内）

電話：072-896-1570

3 参加資格要件

応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業とし、次の(1)及び(2)のいずれの条件も満たす者とする。

(1) 次の①から⑤のすべてを満たす者であること。

① 枚方市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿又は京田辺市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、枚方市及び京田辺市双方の当該入札参加資格者名簿に登録されている者である場合において、異なる受任先（支店、支社、営業所等）を設けて登録されている場合であっても、本プロポーザルに参加できるのは、いずれか一方の受任先（受任者）とする。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

③ 枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第13号）第5条の規定に該当しないこと。

④ 公募型プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）提出期間の最終日から優秀提案者の選定の日までの期間において、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成25年枚方市要綱第40号）」又は「京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（平成17年京田辺市告示第46号）」による競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しないこと。

(2) 次の①から⑤のすべてを満たす者であること

① 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録（「廃棄物部門」又は「建設環境部門」のいずれか）を受けていること。

② 上記(2)①のいずれかの登録部門における直前1年間の業務実績高が1億円以上であること。

③ 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）発注のごみ処理施設（焼却施設に限る。以下同じ。）に係る環境影響評価（都道府県（政令市を含む。）の条例に基づくものに限る。以下同じ。）業務の実績を元請として有すること。なお、業務実績とは、方法

書手続から評価書手続までの一連の業務を行ったもので、かつ、平成 19 年度から平成 28 年度末までに完了したものとする。ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。

- ④ 本業務全般について技術的な管理及び指導を行う主任技術者として、次のいずれにも該当する者を配置できること。
- ア 地方公共団体発注のごみ処理施設に係る環境影響評価業務を担当した実績を有する者。なお、業務実績の取扱いについては、上記(2)③と同様とする。
 - イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者。
 - (ア) 技術部門を「建設部門」とし、選択科目が「建設環境」
 - (イ) 技術部門を「環境部門」とし、選択科目が「環境影響評価」
 - (ウ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「建設－建設環境」
 - (エ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「環境－環境影響評価」
- ⑤ 本業務に関する成果物について技術上の照査を行う者（以下「照査技術者」という。）として、以下のいずれにも該当する者を配置できること。なお、照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。
- ア 地方公共団体発注のごみ処理施設に係る環境影響評価業務を担当した実績を有する者。なお、業務実績の取扱いについては、上記(2)③と同様とする。
 - イ 技術士法に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者。
 - (ア) 技術部門を「建設部門」とし、選択科目が「建設環境」
 - (イ) 技術部門を「衛生工学部門」とし、選択科目が「廃棄物管理」
 - (ウ) 技術部門を「環境部門」とし、選択科目が「環境影響評価」
 - (エ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「建設－建設環境」
 - (オ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「衛生工学－廃棄物管理」
 - (カ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「環境－環境影響評価」

4 選定スケジュール等

(1) 日程

①公告	平成 29 年 6 月 23 日（金）
②募集要領配布	平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 18 日（火）まで
③募集要領に関する質問受付	平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 3 日（月）午後 5 時まで
④質問回答	平成 29 年 7 月 10 日（月）午後 1 時以降
⑤参加表明書受付期間	平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 18 日（火）午後 5 時まで

⑥参加資格確認結果及び提案書提出要 請書の送付	平成 29 年 7 月 21 日（金）
⑦提案書の提出期限	平成 29 年 8 月 1 日（火）午後 5 時まで
⑧プレゼンテーション及びヒアリング	平成 29 年 8 月 21 日（月）
⑨選定結果の通知	平成 29 年 8 月 28 日（月）

※日程は変更することがある。

(2) 募集要領の配布

募集要領については、組合ホームページで公開するので原則、以下に示す期間にダウンロードすること。

① 配布期間

平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 18 日（火）まで

(3) 募集要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

質問は、様式第 1 号を使用し、送付件名を「可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価調査業務（方法書手続以降）に係る質問」とし、下記連絡先まで電子メール又はファクシミリにより送付すること。電話による質問は、認めない。

また、送信後は、必ず電話により着信確認を行うこと。

② 連絡先

質問受付電子メール：jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp

質問受付 FAX 番号：072-896-1571

③ 質問受付期間

平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 3 日（月）午後 5 時まで（必着）

④ 質問への回答

回答は平成 29 年 7 月 10 日（月）午後 1 時以降に組合ホームページに掲載する。

当該回答は、本募集要領と一体のものとして取り扱う。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については、回答しない場合がある。

(4) 参加表明書の提出

① 提出書類及び部数

正本として次表の書類ごとにインデックスを付け、フラットファイル等に綴じたもの 1 部及び副本として次表 2～4 の書類を 1 セットとし、左肩をクリップ止めしたもの 1 部を提出すること。

	書類	様式	備考
1	参加表明書	様式第 3 号	

2	会社概要書	様式第4号	
3	業務実績調書	様式第5号	証明書類を添付してください
4	業務従事予定者に関する調書	様式第6号の1及び2	証明書類を添付してください

② 提出方法及び提出期限

ア 郵送の場合

下記提出先あてに書留郵便により郵送すること。

平成29年7月18日（火）午後5時まで（必着）とする（配送事業者による遅延も認めない）。

イ 持参の場合

平成29年7月18日（火）午後5時までに、下記提出先まで持参すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

〈提出先〉

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地（枚方市東部清掃工場内）

(5) 参加資格確認結果及び提案書提出要請書の送付

参加資格の確認結果及び提案書提出要請は、書面で組合から応募者に平成29年7月21日（金）に送付する。

(6) 提案書の提出

① 提出書類及び部数

正本として次表の書類ごとにインデックスを付け、フラットファイル等に綴じたもの1部及び副本として次表2～8の書類を1セットとし、左肩をクリップ止めたもの1部を提出すること。

	書類	様式	備考
1	提案書提出書	様式第7号	
2	業務実施方針	様式第8号	作成にあたっては、次の②の他、各様式に記載した〈記載上の注意事項〉に留意すること。
3	配置予定技術者の体制図	様式第9号	
4	業務工程計画	様式第10号	
5	テーマ1	様式第11号	
6	テーマ2	様式第12号	
7	テーマ3	様式第13号	

8	見積書	様式第 14 号	見積書・見積内訳書を 1 部封筒に入れ、封印したもの。
---	-----	----------	-----------------------------

② 提出方法及び提出期限

ア 郵送の場合

下記提出先あてに書留郵便により郵送すること。

平成 29 年 8 月 1 日（火）午後 5 時まで（必着）とする（配送事業者による遅延も認めない）。

イ 持参の場合

平成 29 年 8 月 1 日（火）午後 5 時までに、下記提出先まで持参すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）とする。

〈提出先〉

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地（枚方市東部清掃工場内）

③ 提案書（様式第 8～14 号）作成にあたっての留意点等

ア 使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとすること。

イ フォントはすべて MS 明朝 12 ポイントとすること。

ウ 複数枚となる場合はページ下中央にページ番号を入れ、左肩 1 点綴じとすること。

エ A 3 用紙を使用する場合は、A 4 用紙大に折り込んで綴じること。

オ 図表の挿入は認める。

カ 公平で客観的な評価を行うため、プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、応募者名を提案書提出要請書に記載された仮称で特定するものとする。

このため、提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示は一切しないこと。

キ この他、各様式に記載された注意事項等に従うこと。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

平成 29 年 8 月 21 日（月）※詳細については、別途連絡する。

(2) 実施場所（予定）

京都府京田辺市田辺 80 番地

京田辺市役所

(3) 所要時間

説明 20 分、質疑応答 10 分の合計が 30 分程度

(4) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングは、特別の事情がない限り、本業務を受注した場合に主任技術者を務めることとなる者が行うこととし、その他 2 名まで同席することを認める。

(5) その他

- ① 提案書（様式第 8～13）の内容に基づき説明すること。追加資料の配布は、認めない。
- ② 提出された提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ③ パワーポイント等、プレゼンテーション機材の使用は認めない。
ただし、備え付けのホワイトボードを使用すること（文字の書き込み及び持参資料の掲示）は可能とする。

6 選定方法

(1) 選定要領

可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下の要領により評価を行い、優秀提案者を選定する。

(2) 評価方法

- ① 提案書等提出書類による評価
- ② プレゼンテーション及びヒアリングによる評価

(3) 評価基準

別添 2 の「評価基準」による。なお、評価基準に対する異議申し立ては、認めない。

(4) 優秀提案者の選定

- ① 失格者を除いた者のうち、評価点の合計が最も高い者を優秀提案者として選定する。
- ② 最高点が複数の場合は、見積書（見積内訳書を含む。以下同じ。）の金額が最も安価な者を優秀提案者として選定する。なお、見積書の金額も同額の場合については、当該者は、当初の見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を優秀提案者として選定する。
- ③ ①及び②に関わらず、評価点が満点（600 点）の 6 割（360 点）未満の場合は、優秀提案者を選定しない。

7 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、書面にて通知する。なお、選定結果に対する問い合わせには、応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては認めない。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 見積書の金額が見積限度額を超える場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本募集要領に違反すると認められる行為及び内容があった場合
- (6) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻又は欠席した場合
- (8) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

委員会において選定された優秀提案者を契約候補者として、業務内容、経費等について再度協議を行った上で、契約を締結する。ただし、組合と契約候補者が合意に至らなかった場合には、次点者と同様の協議を行う。

(2) 契約保証金は、免除とする。

(3) 契約代金の支払いについては、年度ごとの業務出来高に応じた部分払い（平成 29 年度及び 30 年度）及び精算払い（平成 31 年度）とする。

なお、部分払における契約期間中の年度ごとの支払上限額を、次のとおりとする。

平成 29 年度：契約金額の 10%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

平成 30 年度：契約金額の 70%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

平成 31 年度：契約金額の 20%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出した書類の差替、訂正及び再提出は認めない。ただし、組合が指示した場合は、この限りでない。

なお、提出書類については、後日参考資料を求める場合がある。

(3) 全ての提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(5) 提出された提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責めは、使用した提案者が全てを負うこと。

(6) 提出書類は、原則公開しない。ただし、組合の情報公開条例に基づく請求があった場合には、公開することがある。

- (7) 同一企業からの複数の提案書の提出は認めない。
- (8) 委託業務の全部又は一部の業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、協議により組合が承諾した場合は、この限りでない。
- (9) 本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第2号）を、速やかに参加表明書の提出先まで持参するか、送付すること。